

佐賀県公示（会第3324号の2）

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4111号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
所管部等	かいの名称	出納員に指定する職	所管部等	かいの名称	出納員に指定する職
略			略		
健康福祉部	保健福祉事務所	企画経営課長	健康福祉部	保健福祉事務所	企画経営課長
	総合福祉センター、療育支援センター、 <u>九千部学園</u> 、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長		総合福祉センター、療育支援センター、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長
	精神保健福祉センター	副所長		精神保健福祉センター	副所長
略			略		